

# 城陽市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目標

城陽市建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。このため、城陽市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置付け

京都府住宅・建築物安全ストック形成等整備計画(防災・安全)(第3期計画)に基づき策定する。

## 3 取組内容・目標・実績

計画	令和6年度取組内容	令和6年度目標
	<p>【財政的支援】</p> <p>i) 木造住宅耐震診断士派遣事業において、業務委託による耐震診断を実施。</p> <p>ii) 木造住宅耐震改修等事業費補助事業において、耐震改修費等の一部に対する補助を実施。</p> <p>【普及啓発等】</p> <p>i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <p>① 令和6年度の戸別資料配布は能登半島地震による自主反応を加味して6,000戸を予定。なお、配布エリアについては市全域を対象として、自治会単位で順次配布を行う。</p> <p>ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <p>① 耐震診断結果報告時に耐震改修に係る制度説明を行い、耐震改修を促進する。</p> <p>② 耐震診断後も診断実施者に対して、電話等により耐震改修を促す。</p> <p>iii) 改修事業者の技術力向上等</p> <p>① 京都府が実施する改修事業者の技術力向上に係る取組と連携し、推進を図る。</p> <p>② 京都府が作成する耐震改修事業者リストについて、窓口での閲覧、ホームページでの公開などにより、公表する。</p> <p>③ 城陽市内および近隣リフォーム業者への、制度概要説明により普及啓発を図る。</p> <p>iv) 一般への周知普及</p> <p>① 耐震改修の必要性の周知のため、「広報じょうよう」に制度説明に係る記事を掲載する。(年1回を予定)</p> <p>② 自治会、その他市民団体等を対象にした出前講座により制度の普及啓発を図る。</p> <p>③ 耐震改修に係るパンフレット等により制度の周知普及を図る。</p>	<p>①耐震診断:74戸</p> <p>②耐震改修:19戸</p> <p>③簡易耐震改修:10戸</p> <p>④耐震シェルター設置:予定無し</p> <p>前年度までの実績</p> <p>令和5年度</p> <p>①耐震診断:64戸</p> <p>②耐震改修:10戸</p> <p>③簡易耐震改修:9戸</p> <p>④耐震シェルター設置:0戸</p> <p>令和4年度</p> <p>①耐震診断:73戸</p> <p>②耐震改修:16戸</p> <p>③簡易耐震改修:11戸</p> <p>④耐震シェルター設置:0戸</p> <p>平成16年～令和3年度</p> <p>①耐震診断:989戸</p> <p>②耐震改修:280戸</p> <p>③簡易耐震改修:64戸</p> <p>④耐震シェルター設置:0戸</p> <p>※各制度の開始時期</p> <p>耐震診断:平成16年度～</p> <p>耐震改修:平成19年度～</p> <p>簡易耐震改修:平成25年度～</p> <p>耐震シェルター設置:平成28年度～</p>
自己評価	<p>前年度(令和5年)の取組実績</p> <p>・年度当初に、令和4年度診断済で改修未了案件及び耐震改修施工業者に対して、令和5年度耐震改修事業費補助金の受付開始案内を送付し、事業活用を促した。</p> <p>・新規診断希望者の確保に向けた活動として、ポスティングによる戸別資料配布を7400戸へ実施した。</p> <p>・「広報じょうよう5月号及び9月号」において木造住宅耐震事業概要を掲載し、事業周知を行った。</p>	<p>前年度(令和5年)の課題</p> <p>普及啓発活動におけるポスティングの反応率が低下傾向にある、また耐震改修への移行件数も減少傾向のため対策が必要となる。</p> <p>改善策</p> <p>・普及啓発活動において、建設業者紹介による制度利用の促進に注力し、耐震改修事業の利用者確保を行う。</p>